

(入 札 の 公 告)

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成29年4月20日

富良野市長 能 登 芳 昭

1 入札に付する事項

- (1) 事業名称 動力計装機器更新事業
- (2) 事業場所 北海道富良野市字中五区(中五区水源送水場)、弥生町1番1号(富良野市役所)、字中御料(中区配水池)、字下御料(低区配水池)、北の峰町18番(高区配水池)、字下五区(下五区水源ポンプ場)、字下御料(下御料ポンプ場)、山部北町12番1号・山部西町9番(山部市街地区簡易水道)、布部市街地(布部市街地区簡易水道)、字清水山・字西学田二区(学田地区簡易水道)、東山(東山市街地区簡易水道)、島の下(島の下地区簡易水道)
- (3) 事業期間 平成29年10月1日から平成34年3月31日まで
- (4) 事業概要 別途閲覧に供する業務要求水準書による。
- (5) この事業は、更新する動力計装の各機器について、民間事業者(以下「事業者」という)に調査業務、新設・撤去・更新に関する実施設計業務、更新工事、及び対象施設の更新中、更新後の維持管理業務を一括で発注するDBM(デザインビルドメンテナンス)方式であり、事業者から技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行事業である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この事業のうち工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき実施する工事である。契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、事業者提案により再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業で主な要件は下記のとおりとする。

- ア 発注工事の対応する平成29年、平成30年度における富良野市の競争入札に必要な資格等(平成28年11月28日公示)に規定する建設工事の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札執行の日までの間に、富良野市の競争入札参加資格者指名停止事務処理規程の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。)であること。
- ウ 富良野市競争入札参加排除基準の規定による富良野市発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の総合評価値(P点)が電気工事について1,000点以上であること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の富良野市競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- キ 北海道内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- ク 過去5年間以内に北海道内で官公庁が発注した同種工事(例 動力設備更新工事)を元請けで施工し実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成

員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 本事業に係る事業者選定支援業務の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第5条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法(明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。)第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

- a 親会社(旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。)の取締役を除く。)及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役(以下「取締役」という。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ス 国際規格 ISO9000 及び ISO14000 を認証取得していること。

セ 建設退職者年金又は中小企業退職者年金に加入していること。

3 入札の手続き等

(1) 入札のスケジュール(予定)

実施事項	日付
入札公告・入札説明書等の公表	平成29年4月20日(木)
入札説明書等の閲覧終了	平成29年5月16日(火)
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成29年5月17日(水)
入札説明書等に関する質問の受付締切	平成29年5月23日(火)
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成29年6月7日(水)
入札参加表明受付開始	平成29年6月14日(水)
入札参加表明受付締切	平成29年6月21日(水)
入札書類の受付(入札)	平成29年8月4日(金)
入札書類の審査及びヒアリング	平成29年8月18日(金)
落札者決定・通知	平成29年8月22日(火)
落札者との事業契約の仮契約	平成29年8月24日(木)
落札者との本契約	平成29年9月22日(金)

(2) 入札説明書、業務要求水準書等の閲覧等

入札参加希望者は、入札説明書、業務要求水準書、落札者選定基準、動力計装機器更新事業契約書(案)等(以下、「入札説明書等」という。)を閲覧することができるほか、閲覧期間中複写することができる。

ア 閲覧期間

平成29年4月20日(木)から平成29年5月16日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市役所 2階 建設水道部閲覧所

(3) 入札説明書等に関する質問書の提出

入札説明書等に関する質問は、書面(別記第18号様式)によるものとし、持参又は送付、メールにより提出すること。但し、メールの際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

ア 受付期間

平成29年5月17日(水)から平成29年5月23日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市役所建設水道部上下水道課 【電子メール:suidoh-ka@city.furano.hokkaido.jp】

ウ 提出方式

持参又は送付の場合には、紙及びマイクロソフト社製エクセル形式のデータ(CDに保存)、メールの場合には、マイクロソフト社製エクセル形式のデータ

(4) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問の回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧及び質問をメールにより提出した入札参加希望者にはメールでの返信に供する。

ア 閲覧期間

平成29年6月7日(水)から平成29年8月4日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市役所 2階 建設水道部閲覧所

4 入札の参加資格審査申請等

(1) 申請書等

入札参加者は、一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書(別記第2号様式)

イ 類似工事施工実績を証明する書面(工事实績証明書又はこれに代わる書面(契約書等の写し)並びに共同企業体協定書の写し)(別記第3号様式)

ウ 国際規格ISO9000及びISO14000登録証(別記第4号様式)

エ 建設退職者年金及び中小企業退職者年金への加入状況証明書(別記第5号様式)

オ 配置予定技術者調書(別記第7号様式)

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札(他官庁発注工事を含む。以下同じ。)が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者(現場代理人を含む。以下同じ。)を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあつては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事(以下「他の工事」という。)の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更(設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。)により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者とするすることができない場合

(ウ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合にあつては、(ア)に準じて申請しなければならない。

カ 特定関係調書(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。)(別記第1号の2様式)

キ その他「2 入札に参加する者に必要な資格」を証する書類一式を提出すること。

(2) 技術提案書の内容

ア 作成する技術提案書の内容は、表-1のとおりとする。(別記第6号～第17号様式)

イ 技術提案書については、15部提出とすること。

ウ 表紙及び中表紙には内容が分かるインデックスを添付すること。

{ 技術提案書の内容 }

作成する技術提案書の内容は、次表のとおりとする。

表-1 技術提案書の内容

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 企業の施工能力	<p>① 北海道内の水道事業における過去2年間の工事施工成績評点の平均点(施工実績なしは70点未満とする)(別記第6号様式)</p>
(2) 配置予定技術者の能力	<p>① 総括責任者、設計並びに維持管理に係る業務処理責任者、主任技術者、工事に係る現場代理人及び主任(監理)技術者は、予定者の氏名等を記載する。 なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 また、配置予定技術者の変更については、5の(1)のオによる。</p> <p>② 主任(監理)技術者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者とする。ここで、資格を有する者とは、建設業法第15条第2号で定めている者とする。 また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。 ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者 ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者</p> <p>③ 記入要領 ・氏名:氏名を記入する。 ・資格:保有資格を記入する。(複数ある場合、複数記入) ・工事名称:受注工事名とする。 ・発注機関名:具体的に記入する。 ・施工場所:具体的に記入する。 ・契約金額:百万円単位とし、小数第2位まで記入(切り捨て) ・工期:契約の翌日から工事完了までの年月を記入 ・受注形態:単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。 ・従事役職:具体的に記入する。 ・工事内容:概要を記入する。 ・管理・創意工夫内容:実績工事にて実施した工程管理や創意工夫提案について概要を記載する。</p> <p>④ その他 ・記載内容を証明する資料として、配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。 ・監理技術者資格証については、裏面の写しも提出すること。 ・配置予定技術者が実施した管理・創意工夫内容に関して、A4版1枚以内で説明資料を提出することができる。</p> <p>⑤ 記載様式は別記第7号様式とする。</p>
(3) 動力計装更新	<p>① 監視制御システムの概要、構成の考え方、性能、操作に係る提案について提出すること。</p> <p>② 監視制御システムの故障対策、故障発生時の対応、保守部品の確保・供給体制セキュリティ対策、及び変更作業等の信頼性及び拡張性に係る提案について提出すること。</p> <p>③ 計測機器について測定する項目、目的、機器選定理由を提出すること。</p> <p>④ 当該工事において施工計画の基本方針、及び施工上配慮すべき事項について提出すること。</p> <p>⑤ 記載様式は別記第8号～11号様式とする。</p>

表-1 技術提案書の内容

記載事項	内容に関する留意事項
(4) 維持管理	① 維持管理を実施するために必要な資格、能力、経験の有無など人員体制提案について提出すること。 ② 緊急時等において富良野市からの現地確認要請を受けてから、現地到達までの時間、プロセス提案について提出すること。 ③ 自社以外が設置した既存機器の維持管理方法提案について提出すること。 ④ 機器の維持管理費抑制提案について提出すること。 ⑤ 記載様式は別記第12号～15号様式とする。
(5) 地域貢献度	① 富良野市発注工事の施工実績に関する調書を提出すること。 記入要領等 ・過去5年間の富良野市での施工実績(工事が完成し、引渡済みのものに限る。)の内、最大の規模の工事1件について記載すること。 ・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。 ・工事施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写しを添付すること。 ② 本事業における富良野市経済への貢献提案について提出すること。 ③ 記載様式は別記第16号～17号様式とする。

(3) 入札参加資格審査申請書の提出期間等

提出期間 平成29年6月14日～平成29年6月21日

提出場所 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市役所総務部財政課

提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 技術提案書の提出等

提出日 平成29年8月4日(金) 午前9時30分

提出場所 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市役所 1階 大会議室

提出方法 入札書と併せて15部提出するものとし、事業名及び提出者名を表記すること。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間(フレックス工期)と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とするとはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

(ア) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合

b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

イ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成29年6月28日(水)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成29年7月5日(水)までに書面により説明を求めることができる。なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受付けない。

北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市役所総務部財政課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア この入札は、政令第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行う。

イ 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札参加資格を有し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)の落札者決定基準により算出した数値(以下「評価値」という。)が最も高い者を落札者とする。

ウ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

エ 入札参加者が1者の場合には、提案内容の妥当性を評価する。

(2) 総合評価の方法等

別記の落札者決定基準による。

8 契約条項を示す場所

北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市役所総務部財政課

電話番号0167-39-2306

9 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市役所 1階 大会議室

(2) 入札日時

平成29年8月4日(金) 午前9時30分

10 郵便等による入札

(1) 郵便等による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のい

れかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に富良野市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により市長が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に富良野市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他市長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、富良野市を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 低入札調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とする。

12 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

14 支払条件

前金払 請負代金のうち設計及び維持管理業務に要するものについて年度ごとの対象金額の3割に相当する額以内、工事請負業務に要するもの(以下「工事請負代金」という。)について年度ごとの対象金額の4割に相当する額以内とする。なお、低入札調査を受けた者との契約については、2割に相当する額以内とする。

中間前払金 工事請負代金について、年度ごとの対象金額の2割に相当する額以内とする。

15 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定する富良野市議会の議決を要する事業であるので、落札者を決定した場合は仮契約書を締結し、富良野市議会の議決を得たときは本契約を締結する。

16 予定価格等

(1) 予定価格は事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格を設定している。

なお、基準価格を下回る価格で入札を行った者については、調査委員会にて本事業にかかる契約内容等の適合について審査を行う。

(3) 入札の執行回数は、1回とする。

- (4) 入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるので、内訳書(別記19号様式)をあらかじめ作成の上、持参すること。内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

17 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者は、その理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市役所建設水道部上下水道課

- (2) 決定理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

18 ペナルティ

技術提案について、落札者の責により提案を遵守することができない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

違約金(千円止め)

$$= (\text{契約金額(税抜)} / \text{標準値} + \text{加算点}) \times (\text{評価の加算点})$$

19 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業で予想されるリスクについて、市と受注者の分担は表-2に示すとおりである。

表-2 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				富良野市	受注者
募集	構想・計画リスク	1	発注者の施策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	入札説明書リスク	2	入札説明書の誤り、内容の変更に関するもの	●	
制度関連	許認可リスク	3	発注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4	受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に影響を及ぼすもの)	●	
		6	法制度・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		●
	消費税変更リスク	7	消費税の変更に関わるもの	●	
	税制変更リスク	8	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		●
9		その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●		
共通	住民対応リスク	10	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		11	受注者が行う業務(調査、設計、工事、維持管理)に対する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	12	発注者が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		13	受注者が行う業務(調査、設計・工事、維持管理)に起因する環境の悪化		●
社会	第三者賠償リスク	14	発注者の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		15	受注者の責任に帰すべき事業期間中の事故(受注者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など)		●
	見学者事故リスク	16	施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合(不可抗力リスクに該当する場合を除く)		●
安全確保リスク	17	受注者が行う業務(調査、設計、工事、維持管理)における安全性の確保		●	
保険リスク	18	調査、設計、工事、維持管理段階のリスクをカバーする保険		●	
物価変動リスク	19	物価変動	● 注1	● 注1	
資金調達リスク	20	受注者の資金調達に関するもの		●	

表-2 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				富良野市	受注者	
契約	債務不履行リスク	21	発注者の責に帰すべき事由による事業の中止・延期	●		
		22	受注者の事由による事業の中止・延期		●	
	契約リスク	23	発注者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	●		
		24	受注者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		●	
	不可抗力	不可抗力リスク	25	戦争、暴動等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	
			26	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	△ 注2
		27	地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	● 注3	● 注3	
計画段階	発注者責任リスク	28	請負契約の内容に関するもの	●		
		29	請負契約の内容変更に関するもの	●		
	調査リスク	30	発注者が実施した測量等調査に関するもの	●		
		31	受注者が実施した測量等調査に関するもの		●	
	設計リスク	32	発注者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大	●		
33		受注者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		●		
工事段階	用地取得リスク	34	建設予定地、残土置き場の確保に関するもの	●		
		35	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●	
	工事遅延・未完成リスク	36	発注者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	●		
		37	受注者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●	
	38	要求性能不適合(施工不良を含む。)		●		
39	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		●			
維持管理段階	水質・水量リスク	40	対象水質・水量の変化に伴うリスク	●		
	原料リスク	41	電気・油類等の燃料供給が停止されるリスク	●		
	要求水準未達リスク	42	要求水準の未達		●	
	マニュアル・計画不備	43	運転マニュアル、維持管理計画の不足・不備		●	
	保守点検、修繕リスク	44	受注者の保守点検、修繕が不十分で、要求される機能を満たしていないために、耐用年数以内に改修等の必要が生じるリスク		●	
		45	受注者の保守点検、修繕が十分であるが、受注者が納品した機器の故障等により、耐用年数以内に改修等の必要が生じるリスク		●	
		46	42、43以外の要因で改修等の必要が生じるリスク	●		
オペレーションリスク	47	オペレーションミスにより、処理工程や設備に損害を生じさせるリスク	●			
事業終了段階	事業終了時の移管手続きリスク	48	施設移管手続きに伴う諸費用の負担、受注者の清算手続きに伴う損益等		●	
	事業終了時の施設状態	49	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		●	
	瑕疵担保・保証リスク	50	既存施設の性能等に関するもの	●		
51		受注者が提出した保証及び瑕疵担保に関するもの		●		

凡例:負担者 ●:主負担 △:従負担

注1 当該リスクは、主に富良野市がリスクを負担するが、事業契約において富良野市と受注者との間で予め合意した価格決定条項による一定のリスクについては、受注者も負担するものとする。(負担については協議により決定する。)

注2 当該リスクは、主に富良野市がリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、受注者も負担するものとする。(負担については協議により決定する。)

注3 業務要求水準書に規定する範囲については受注者が負担するものとし、それを超える範囲については富良野市が負担する。

20 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第134条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得を承知すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の聴取及び公正取引委員会への通報を行うことがあります。
また、契約締結後に入札談合の事実が認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。

【入札説明書別記】

「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

2のケ

本事業のうち工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た建設工事です。

- (ア) 国家資格を有する主任技術者とは、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、2級電気工事施工管理技士を主任技術者とすることができます。

- (イ) 監理技術者は、(ア)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

2のサ

本事業に係る事業者選定支援業務の受託者は、株式会社 日水コンです。

2のサ及びシ

資本的・人的関係調書(別記第1号の2様式)を提出して下さい。
